

第十五編 産業一般 (1)

29 MAR 1936

RECEIVED

第一章 独占禁止・公正取引

○私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律

[昭和二十二年四月十四日]
法律第五十四号

[総理・司法・厚生・大蔵・
運輸・商工・農林大臣副署]

沿革

昭和二年 七月三十一日号外法律第九一
号(第一次改正)

昭和二年 二月一七日法律第一九五号
〔法務庁設置に伴う法令の整理に關す
る法律二三条による改正〕

昭和二年 八月 一日号外法律第二〇
七号〔工業技術庁設置法附則一四條に
よる改正〕

昭和二年 二月二三日号外法律第二六
八号〔特別職の職員の俸給等に関する
法律附則一〇條による改正〕

第十五編 産業一般 第一章

独占禁止・公正取引

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

三五

昭和二六年 六月 八日法律第二二一
号〔商法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係法律の整理等に関する法律一
〇條による改正〕

昭和二六年 七月一〇日政令第二六一
号〔持株会社整理委員会令の廃止に關す
る政令附則五項による改正〕

昭和二七年 七月三十一日号外法律第二五
七号(第三次改正)

昭和二七年 七月三十一日号外法律第二六
八号〔法務府設置法等の一部を改正す
る法律三七條による改正〕

昭和二八年 九月 一日法律第二五九号
〔第四次改正〕

昭和二九年 五月二七日法律第二二七号
〔民事訴訟法等の一部を改正する法律
三三條による改正〕

昭和三一年 六月 一日法律第二二〇号
〔下請代金支払遅延等防止法附則二項
による改正〕

昭和三一年 六月 六日法律第一三四号
〔公共企業体職員等共済組合法附則四
九條による改正〕

昭和三二年 五月二八日法律第一四二号
〔東北興業株式会社法の一部を改正す
る法律附則一二項による改正〕

昭和三二年 一月二五日号外法律第一八
七号〔中小企業団体の組織に関する法
律の施行に伴う関係法律の整理等に関
する法律七條による改正〕

昭和三四年 四月一三日号外法律第一二
九号〔特許法等の施行に伴う関係法令
の整理に関する法律四條による改正〕

昭和三六年 六月 二日法律第一一一号
〔国家行政組織法等の一部を改正する
法律三三條による改正〕

昭和三七年 五月一五日法律第一三四号
〔不当景品類及び不当表示防止法附則
三項による改正〕

昭和三七年 五月一六日法律第一四〇号
〔行政事件訴訟法の施行に伴う関係法
律の整理等に関する法律三三條による改
正〕

昭和三七年 九月 八日号外法律第一五
二号〔地方公務員共済組合法附則四九
條による改正〕

昭和三七年 九月一五日号外法律第一六
一号〔行政不服審査法の施行に伴う関
係法律の整理等に関する法律七條によ
る改正〕

昭和三八年 三月三〇日号外法律第五三
号〔第五次改正〕

昭和三九年 三月二七日法律第一二二号
〔第六次改正〕

昭和三九年 七月 六日法律第一五二号
〔地方公務員共済組合法等の一部を改
正する法律附則三四條による改正〕

昭和四〇年 九月 一日法律第一四三号
〔第七次改正〕

昭和四一年 三月三十一日号外法律第二五
号〔第八次改正〕

昭和四一年 七月 一日号外法律第一一
一号〔執行官法附則二四條による改正〕

昭和四二年 六月 二日号外法律第三一
号〔第九次改正〕

昭和四四年 五月一六日号外法律第三三
号〔行政機関の職員の定員に関する法
律附則八項による改正〕

昭和四九年 四月 二日号外法律第二三
号〔商法の一部を改正する法律等の施
行に伴う関係法律の整理等に関する法
律一一條による改正〕

〔九五〇八〕

法、教科書業における特定の不正な取引方法、海運業における特定の不正な取引方法、食品かん詰または食品びん詰業における特定の不正な取引方法、新聞業における特定の不正な取引方法、広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不正な取引方法

第二章 私的独占及び不当な取引制限

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

罰則 本法八九条一項一・二項・九二条・九五条・九五条の二・九六条・一〇〇条

第四条及び第五条 削除(昭和二八年九月法律二五九号)

〔国際的協定又は国際的契約の制限〕

第六条 事業者は、不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。

② 事業者は、国際的協定又は国際的契約（不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項をその内容とするおそれがあると認めて公正取引委員会規則で定める種類に属するものに限る。）をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該協定又は契約の成立の日から三十日以内に、当該協定又は契約の写し（口頭の協定又は契約である場合には、その内容を説明する文書）を添付して、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。

本条：全部改正(昭和二四年六月法律二二四号)、一・二項：全部改正・三項：削除・旧四項：三項に繰上(昭和二八年九月法律二五九号)、二項：一部改正・三項：削除(昭和五七年七月法律六九号)

註 二項の「公正取引委員会規則」は国際的協定又は国際的契約の届出に関する規則

罰則 一項関係(本法九〇条一・九二条・九五条・九六条・一〇〇条、二項関係(本法九一条の二第一号・九五条

〔私的独占等の禁止違反に対する措置〕

第七条 第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、事業者に対し、届出を命じ、又は当該行為の差止、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

② 公正取引委員会は、第三条の規定に違反する行為が既にならなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為が既にならなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から当該行為につき勧告又は審判手続が開始されることなく一年を経過したときは、この限りでない。

本条：全部改正(昭和二四年六月法律二二四号)、一部改正(昭和二八年九月法律二五九号)、二項：追加(昭和五二年六月法律六三号)

〔課徴金〕

格について、三箇月以内に、同一又は近似の額又は率の引上げを

したときは、公正取引委員会は、これらの主要事業者に対し、当該価格の引上げの理由について報告を求めることができる。ただし、商品又は役務の価格が当該事業者の営む事業に係る主務大臣

の認可、承認又は届出に係る場合（届出に係る場合にあつては、主務大臣が価格の変更を命ずることができる場合に限る。）における価格の引上げについては、この限りでない。

② 経済事情が変化して国内における生産業者の出荷の状況及び卸売物価に著しい変動が生じたときは、これらの事情を考慮して、前項の金額につき政令で別段の定めをするものとする。

本条：追加〔昭和五二年六月法律六三号〕

註 一・二項の「政令」日本法施行令一一条・一二条

罰則 一項関係日本法九一条の二第九号・九五条

第五章 不公正な取引方法

章名：改正〔昭和二八年九月法律二五九号〕

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

本条：一部改正〔昭和二八年九月法律二五九号〕

〔不公正な取引方法の差止等〕

第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節（手続）に規定する手続に従い、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な

第十五編 産業一般 第一章 独占禁止・公正取引

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

措置を命ずることができる。

② 第七条（私的独占等の禁止違反に対する措置）第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

一項：一部改正・二項：追加〔昭和五二年六月法律六三号〕

第六章 適用除外

〔自然的独占事業に固有な行為〕

第二十一条 この法律の規定は、鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占となる事業を営む者の行う生産、販売又は供給に関する行為であつてその事業に固有のものについては、これを適用しない。

〔公益事業等の法令に基づく正当な行為〕

第二十二条 この法律の規定は、特定の事業について特別の法律がある場合において、事業者又は事業者団体が、その法律又はその法律に基く命令によつて行う正当な行為には、これを適用しない。

② 前項の特別の法律は、別に法律を以てこれを指定する。

一項：一部改正〔昭和二八年九月法律二五九号〕

註 二項の「法律」私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律一条

〔無体財産権の行使行為〕

第二十三条 この法律の規定は、著作権法（昭和四五年五月法律第四八号）、特許法（昭和三四年四月法律第一二二号）、実用新案法

第三十七条 委員長、委員及び命令を以て定める公正取引委員会の職員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をすることができない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること

三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと

註 本文の「命令」なし

〔委員長・委員・職員の意見公表の禁止〕

第三十八条 委員長、委員及び公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。

註 「この法律」は本法第二四条の三・二四条の四・四二条・四三条・五七条二項等

〔委員長・委員・職員等の秘密保持の義務〕

第三十九条 委員長・委員及び公正取引委員会の職員並びに委員長、委員又は公正取引委員会の職員であつた者は、その職務に関して知得した事業者の秘密を他に漏し、又は窃用してはならない。

罰則 本法九三条

〔出頭・報告等の提出の命令〕

第四十条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

註 「特別の法令」は証券取引法、商工会議所法

罰則 本法九四条の二第一号

〔調査の嘱託〕

第四十一条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、学校、事業者、事業者の団体又は学識経験ある者に対し、必要な調査を嘱託することができる。

註 「特別の法令」は証券取引法、商工会議所法、日本国有鉄道法等

〔公聴会〕

第四十二条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めることができる。

〔所要事項の公表〕

第四十三条 公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

〔国会に対する報告・意見の提出〕

第四十四条 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。こ

三〔同意審決〕又は第五十四条〔通常審決〕第一項若しくは第二項の審決に違反したものは、これを五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為につき刑を科するべきときは、この限りでない。

本条…一部改正〔昭和二十四年六月法律二二四号・二八年九月二五九号・五二年六月六三号〕

第九十八条 第六十七条〔裁判所の停止処分等〕第一項又は第二項の規定による裁判に違反したものは、これを三十万円以下の過料に処する。

本条…一部改正〔昭和二八年九月法律二五九号・五二年六月六三号〕

第九十九条 削除〔昭和二十四年六月法律二二四号〕

〔特許・実施権の取消・政府との契約禁止の宣告〕

第一百条 第八十九条又は第九十条〔罰則〕の場合において、裁判所は、情状により、刑の言渡と同時に、左に掲げる宣告をすることができる。但し、第一号の宣告をするのは、その特許権又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権が、犯人に属している場合に限る。

一 違反行為に供せられた特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権は取り消されるべき旨

二 判決確定後六箇月以上三年以下の期間、政府との間に契約を

第十五編 産業一般 第一章 独占禁止・公正取引

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

九五

〔九三〇四〕

することができない旨

② 前項第一号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許庁長官に送付しなければならない。

③ 前項の規定による判決の謄本の送付があつたときは、特許庁長官は、その特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権を取り消さなければならない。

二・三項…一部改正〔昭和二十三年八月法律二〇七号・二十四年五月一〇三号〕、一・三項…一部改正〔昭和三四年四月法律二二九号〕

附則

〔施行期日〕

第一条 この法律の施行の期日は、各規定について命令を以てこれを定める。

〔昭和二十二年六月政令一一四号により、第二十七条から第四十条まで、第一一三条及び第一一四条の規定は、昭和二二・七・一から施行・昭和二十二年七月政令一四二号により、その他の規定は、昭和二二・七・二〇から施行〕

〔本法違反の契約の効力〕

第二条 各規定施行の際現に存する契約で、当該規定に違反するものは、当該規定の施行の日からその効力を失う。

〔決定整備計画等に基づく行為に対する適用除外〕

第三条 この法律の規定は、企業再建整備法〔昭和二十一年一〇月